

令和3年5月14日

保護者様

京都市立岩倉南小学校
校長 石田 和三

「緊急事態宣言」延長に伴う教育活動について

日頃より、本校の教育活動をご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染状況も依然収まらず、緊急事態宣言が延長（5月31日（月）まで）されました。学校では、引き続き、感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいります。

改めて、今後しばらくの主な教育活動について、下記の通りお知らせいたします。

各ご家庭内におかれましても、引き続き感染症対策にご留意いただき、健康観察の徹底をお願いいたします。

記

○6年生修学旅行について

6月4日・5日の予定であった修学旅行は、11月26日・27日に延期いたします。

別途、6年生保護者にはお知らせしています。、

○各教科等の活動について

引き続き、感染症対策を講じながら取り組んでまいります。ただし、密集する活動や合唱や管楽器合奏、至近距離での活動、大声を出す活動などは自粛や距離をとった活動とし、慎重に対応していくこととします。

○委員会活動など異学年が集まる活動について

委員会活動は、5月31日（月）より、クラブ活動・たてわり活動（1・6年、2・4年、3・5年のペア学年での小グループ）は、6月より開始いたします。低学年の生活科学習での1・2年生合同で行う校内探検など、小グループで静かに行動するような異学年が集まる活動については、教育的意義を考え、5月中に実施していきます。

いずれにしても、グループメンバー等行動履歴を記録し、万が一の時に対応できるようにします。

○各種検診について

5月13日の眼科検診（2・5・6年）は6月3日（木）に延期いたします。それ以外の検診は予定通り行います。

○部活動について

6月7日（月）に開講式を行い、6月8日（火）より開始予定です。

○放課後まなび教室について

6月11日（金）に開講予定です

○学校施設利用について

緊急事態宣言発出中（5月31日（月）まで）は各種諸団体の活動、会議は中止いたします。

（PTAの個別の作業などは、行っていただけます。）

*今後の情勢により変更も有り得ることをご承知おきください。